

平成 30 年 5 月 9 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03187

研究課題名(和文) 当事者の期待による約款解釈理論の構築

研究課題名(英文) The interpretation of standardised contracts based on reasonable expectation

研究代表者

山本 哲生 (Yamamoto, Tetsuo)

北海道大学・法学研究科・教授

研究者番号：80230572

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカでは、契約解釈のあり方として、書面の文言を重視する形式主義と、契約の背景事情を考慮する機能主義が対立している。保険を典型例とする、事業者と消費者間の契約では、機能主義によると、保険者に想定していないリスク負担を強いるという不利益を生じさせる可能性がある。ただし、保険者の戦略的行動を考慮すれば、消費者を保護する解釈も適切である。合理的期待保護の法理はそのようなものとして理解することもできる。ただし、問題は、消費者保護的解釈を行うべき場合の要件、解釈基準が不明確であることである。裁判所には、適切な基準の確立は適さないとして、行政との協働による基準の明確化等が主張されている。

研究成果の概要(英文)： In the United States, there are two main theories of contract interpretation. One is formalism, which focuses the text of contract documents. Another is functionalism, which considers the context surrounding contracts. As to the contract between legally sophisticated business (such as insurer) and legally unsophisticated consumer (such as insured), functionalism can impose the insurer unassumed risk. But considering insurer's strategic behavior, it makes sense to protect consumer from unconscious terms. The doctrine of reasonable expectation can be understood in such a way. The problem is that the standard of interpretation based on the doctrine of reasonable expectation is unclear. Because the courts do not have competence to establish the standard, it is argued that the standard can be developed by the rulemaking process of administrative agencies through interaction with the courts.

研究分野：商法

キーワード：保険約款 契約解釈

### 1. 研究開始当初の背景

日本における約款解釈において、当事者の合理的意思に合致するかどうかは1つの基準としてあげられることがある。たとえば、宅配便における運送人の損害賠償責任額の上限を定める約款規定が運送契約の債務不履行による損害賠償責任だけでなく、不法行為による損害賠償責任に及ぶかどうかの問題の1つとなった、最判平成10・4・30判時1646号162頁において、責任制限は債務不履行だけでなく不法行為責任にも適用されると解するのが当事者の合理的意思に合致するというべきであるとされた。この例における当事者の合理的意思とは、契約内容からみて客観的に合理的と思われる当事者の意思ということができるように思われる。このように、契約内容からみた客観的合理的意思という観点から契約を解釈するというのであれば、約款に限らず契約一般について合理的契約解釈ということが認められている。

これに対して、たとえば、傷害保険約款における外来性の意義について、次のような判例がある。すなわち、傷害保険約款では給付事由が急激、偶然、外来の傷害による死亡等と定められているところ、外来とは何を意味するのかについて議論があり、従来は外来とは疾病等に起因しないことも意味するとの考え方が有力であったところ、最判平成19・7・6民集61巻5号1955頁は、本件規約の文言や構造に照らせば、請求者は、外部からの作用による事故と被共済者の傷害との間に相当因果関係があることを主張、立証すれば足り、被共済者の傷害が被共済者の疾病を原因として生じたものではないことまで主張、立証すべき責任を負うものではないとした。これは外来性要件は疾病に起因しないことまでも意味するものではないという解釈に基づくものといえる。また、この判決を契機として、学説もこの判決を支持するものが多数であるところ、その理由の1つとして、外来の傷害ということが、疾病に起因しないことまで含むということは、通常の契約者には予想できないことがあげられる。

このように、通常の契約者には予想できないこと、つまり、当事者の期待を基準にすることを理由の1つとして、「外来の」という文言を解釈することは結論として支持されているが、このような考え方が約款解釈の考え方からして、どのように位置づけられるのかということは、まったく明らかではないように思われる。これが本研究の問題意識である。

### 2. 研究の目的

このような状況を受けて、当事者の期待に基づいた約款解釈が理論的にどのように位置づけられるかを検討する。約款解釈はあくまで契約解釈であるから、理論的には意思解釈の問題ということができる。上記の平成10年最判にみられるような、客観的に合理的な

契約当事者の意思から解釈する場合に行われる作業は、当該条項の目的、契約の趣旨等から合理的と考えられる当事者の意思を探究することであろう。しかし、このような視点からすれば、傷害保険の外来性要件は、身体内部に起因する傷害を対象外とする趣旨であり、それ自体は合理的であるとされていることからすれば、「外来」の意義には傷害が疾病に起因するものではないことも含まれるとするのがむしろ自然である。そうだとすると、ここで持ち出される通常の契約者には予想できないということの問題とされているのは、上記のような契約条項の内容に即した客観的合理的意思ではなく、より一般的な契約に対する期待のようなものといえよう。そうであるとして、外来性要件のように、客観的な契約当事者の意思(当該条項の目的等)と、契約当事者の期待が一致しないときに、当事者の期待にしたがって解釈することはどのような考え方に裏打ちされたものといえるのであろうか。

意思解釈という点からすれば、契約解釈の際にどのような意思に着目するかが問題で、通常の契約者の契約に対する一般的な期待を手がかりに意思解釈をすることは、理論的にどのように説明できるかが問題になる。このように、当事者の意思に基づく解釈との関係等を検討する。

また、たとえば、当事者の期待に基づく解釈を正当化する根拠として、消費者保護の思想によることが考えられる。しかし、単に消費者保護というだけでは、結論を述べているにすぎないともいえるのであり、結果的に消費者保護的に考えるととしても、その正当性を支える原理的根拠を抽出することが必要になる。

さらに、消費者保護と対になるものとして、保険実務等への影響等も考慮する必要がある。なお、保険実務への影響、特に保険者の適切な引受け実務への影響は、よく指摘されているように、保険料に影響し、ひいては消費者に悪影響を与えるという側面もあるために、約款解釈の枠組みが全体的に妥当な影響をもたらすかどうかには注意する必要がある。このような種々の見地から、適切な約款解釈の枠組みを検討する。

### 3. 研究の方法

まずは、日本における約款解釈の方法についての議論を整理、分析し、現状を精確に把握する。

その上で、上記のような問題意識からして、特に注目されるのが、アメリカにおける合理的期待保護の法理である。合理的期待保護の法理の内容にはいろいろな側面があることが指摘されているが、本研究との関連では、約款の文言と当事者の合理的期待が異なるときに、合理的期待に即して解釈するという法理が問題になる。このような解釈準則を認めるべきかどうかについては、アメリカでも

様々な議論があるところであり、この法理をめぐるアメリカの議論の分析・検討が中心となる。

なお、アメリカでは、古くから契約解釈方法をめぐっては、考え方が大きく対立しているといわれている。当然のことながら、アメリカでの議論の意義を精確に把握するためには、どのような議論状況において、それぞれの見解が主張されたかを理解する必要があるため、合理的期待保護の法理を分析する前提として、アメリカでの契約解釈の一般理論を把握する必要がある。

#### 4. 研究成果

(1) 日本では、約款解釈の方法としては、伝統的には、客観的解釈が強調されてきた。契約であるから、意思解釈であるとしても、約款の性質から、文言に即した客観的解釈が強調された。したがって、たとえば、契約内容について保険者側から約款と異なる説明がなされたような場合でも、その説明に即して、約款による契約の解釈を行うのではなく、あくまで約款文言に即した解釈を行うとされている。なお、説明に即した解釈を認める考え方もあるが、その場合でも、約款と異なる内容の契約を締結する権限があるかということとは別途問題になる。このような立場からすれば、約款解釈を合理的意思解釈という見地から行うとしても、そこでいう合理的意思とは、約款は直接に定めていないことであっても、約款の合理的内容に反するようなものではないことになる。

(2) アメリカでは、契約解釈についての考え方として、伝統的に大きく2つの考え方が対立しているといわれる。1つは、Willistonを代表とする、書面の文言を重視する(テキストを重視する)考え方(形式主義という)であり、もう1つは、Corbinを代表とする、契約締結の際の背景事情を考慮する(コンテキストを考慮する)考え方(機能主義という)である。もっとも、形式主義といっても、書面の文言以外の、背景事情を考慮することを絶対的に否定しているわけではなく、場合わけをすることにより、背景事情を考慮することも認めているので、この違いは相対的なものという評価もありうる。いずれにせよ、単純化すれば、このような2つの考え方が対立しているとされる。

研究者の間では、機能主義を支持するものが多かったが、裁判実務では、形式主義が語られることが多いとされる。また、近年は、研究者の間でも、形式主義が復活してきているとされる。

合理的期待保護の法理は、Keetonの分析をきっかけとして、特に保険約款の解釈において議論されているものである。Keetonの指摘する合理的期待保護の法理には、大きくは2つの柱があるとされる。1つは、保険者に非良心的な利益を与えないというものであり、

もう1つは、約款条項の念入りな検討によると契約者の期待が否定されるとしても、約款条項に関する契約者及び受益者の合理的な期待を尊重するというものである。

このうち、前者については、少なくとも今では、非良心性の法理が実務上も確立しているので、問題はない。非良心性の法理については、解約締結プロセスの不当性を問題とする手続的非良心性と、契約内容の不当性を問題とする実質的非良心性のという側面があるとされる。機能主義の立場からしても、非良心性の法理まで否定するわけではないので、問題はない。

(3) アメリカにおいて、大きな議論となっているのは2つめの意味における、合理的期待保護の法理である(以下では、「合理的期待保護の法理」とはこの意味の法理を指すものとする)。ここで、合理的期待とは、問題となっている当該契約者の期待ではなく、客観的な期待であるといわれる。しかし、約款文言とは異なる合理的期待を保護するという点において、契約の文言からみて客観的に合理的と考えられる意思とも異なるものである。なお、合理的期待保護の法理は特に保険約款解釈において論じられているが、理論的には、保険約款にその射程を限る理由はないので、少なくとも抽象的には、保険以外の契約にも妥当し得るものであるとの指摘もある。

この合理的期待保護の法理を、形式主義、機能主義という見地からみると、どのように位置づけることができるであろうか。約款文言に反する、合理的期待に即した解釈を認めるのであるから、契約締結の際の背景事情を考慮する機能主義の側面をもつものと位置づけることもできそうである。もちろん、合理的期待の内容を具体的にどのように判断するか、すなわち、どのような背景事情を考慮するのかが問題になるが、いずれにしても、文言外の事情から解釈するのであるから、その点では機能主義に連なるものといえる。

契約解釈における形式主義と機能主義の対立については、それぞれが念頭におく契約が異なっており、それにもかかわらず、一般化された形で契約解釈のあり方について議論されているために、対立が生じているとの指摘がある。

この観点からは、次のようにいわれる。形式主義は文言を重視するのであり、このような解釈方法は、法的な専門的知識を有する事業者同士の契約の解釈に適している。このような者同士の契約であれば、それぞれが契約書で使われた文言が裁判所に、どのように解釈されるかが分かるので、文言通りの解釈をすることで予想外の不利益を被ることは少ない。また、文言外の、契約の背景事情を考慮して解釈するという方法をとると、文言を重視する場合よりは、不確実性が生じる。考慮する契約の背景事情が、たとえば、確立した商慣習であるとすれば、事業者同士ではそ

の内容は明確であり、このような場合であれば、文言を重視する場合と比べて不確実性は生じないようにもみえる。しかし、問題となるのは契約当事者間で意見の不一致は生じ、議論になった場合であり、また、その解決を裁判所に委ねる場合を考えれば、裁判所が商慣習を正確に理解できるのかということも問題になる。考慮する背景事情が商慣習ほど明確なものではない場合には不確実さの程度はさらに大きくなる。したがって、文言を重視した形式主義の解釈方法は、法的専門知識を有する事業者間の契約には適している。

これに対して、形式主義の解釈は、消費者のような法的専門知識を有していない者の契約には適していないところがあるとされる。この点、契約の当事者がどちらも法的専門知識を有していない場合には、背景事情を考慮した解釈をすることが最も適しているといえる。この場合も、裁判所が背景事情をどこまで正確に理解できるかという問題は残るものの、事業者間の契約では不確実性は大きな問題になるとしても、どちらの契約当事者も事業者ではない場合には、不確実性はそこまで問題にならない。それであれば、文言にこだわるよりは、背景事情を考慮した解釈の方が適切な解釈を導くことができる。

しかし、もっとも問題になるのが、保険を典型例とする、専門的知識を有する事業者（保険者）と消費者（保険契約者）間の契約である。このような契約につき、背景事情を考慮した解釈をすると、たとえば、保険者が想定していた担保範囲よりも広い範囲をカバーするように解釈した場合に、保険者は想定していなかったリスクを負担することを強いられるというような不利益を生じさせることがありうる。他方、文言を重視した解釈をした場合には、文言からした契約内容を十分に理解していない（あるいは、約款による契約であれば、約款を読んでいない）消費者が思ってもいない契約内容になる可能性がある。したがって、このような契約については、どのような解釈方法が適切かが非常に悩ましい問題になる。

この点につき、消費者は契約内容を理解していないとしても、保険者が提供する契約内容は、合理的な内容となるはずであるという考え方もありえるかもしれないが、保険者が取引による利益の自己の取り分を大きくするために戦略的行動をとる結果、消費者に不利益な内容の契約となる危険性があることは基本的には認められているように思われる。したがって、ある程度消費者を保護するような解釈方法が望ましいことは、抽象的にはある程度支持されているように思われる。

合理的期待保護の法理は、このような保険者の戦略的行動から消費者を保護するための法理として理解することもできるであろう。また、たとえば、契約解釈における作成者不利の原則も、このような見地から消費者を保護するための解釈原則として位置づけ

ることも考えられる。

作成者不利の原則は、契約のある条項があいまいである場合には、契約（約款）の起草者、作成者に不利に解釈するという解釈原則である。この原則は、伝統的には、ある条項の解釈として、合理的な2つ以上の解釈が成り立ち、いろいろな解釈方法を尽くしてもどちらの解釈が適切かが決定できない場合に、妥当するものとされている。しかし、特に保険分野においては、どちらかに決定できない2つ以上の合理的な解釈がある場合という要件をとばして、何らかのあいまいさがあれば直ちに作成者不利原則を発動するような裁判例も多数あるといわれる。ただし、このような形で作成者不利の原則について、指摘されていることは、これを消費者保護のための解釈原則として理解するとしても、この解釈原則の要件がある条項に何らかのあいまいさがあることが問題になるということである。つまり、消費者を保護する要件が、ある条項にあいまいさがあることになるが、ある条項にあいまいさがあることが直ちに、その条項が消費者にとって不利なものであることを示すわけではない。したがって、あいまいさがあれば直ちに作成者に不利に解釈するという形での作成者不利の原則については、批判が強い。

この点からすれば、合理的期待保護の法理の方が適切であるとされる。ただし、ここでも、合理的期待の内容をどのように理解するか、保護すべき合理的期待かどうかを判断する適切な基準を確立することが大きな問題となる。保険者の戦略的行動からの保護の問題であるという観点からすれば、ここでは、伝統的な契約解釈の視点である意思解釈という見地から、合理的期待を判断するべきではないことになる。保護の基準として、経済学的な見地から考えるべきであるということも考えられる。いずれにせよ、合理的期待保護の法理の最大の問題はそれをいかに具体化するかにある。少なくとも、従来のアメリカの裁判例では、明確な基準はなく、その点でこの法理には批判も強い。抽象的には、消費者保護の必要性を認めるとしても、そもそも、消費者保護が必要な場合かどうかを判断する能力を裁判所は持ち合わせていないという指摘もある。この点で、司法と行政の協働という方向性を示す見解もある。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 5件)

山本哲生、代位論、藤村和夫ほか編集『実務交通事故訴訟大系第3巻損害と保険』、ぎょうせい、査読無、2017年、782頁 - 804頁。

山本哲生、被保険者が被害者に対して支払うべき損害賠償金から、被保険者が被害者に対して損害賠償金を支払うことによって

代位取得するものの価額を控除した額の限度で保険金を支払う旨の賠償責任保険普通保険約款条項（二条一項一号）の適用範囲、判例評論 697 号、査読無、2017 年、168 - 173 頁。

——山本哲生、弁護士賠償責任保険における免責条項である「他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為」に該当する場合、損害保険研究 78 巻 4 号、査読無、2017 年、349 - 365 頁。

——山本哲生、顧客への情報提供義務、ジュリスト 1490 号、査読無、2016 年、14 - 19 頁。

——山本哲生、被保険者の有する損害賠償請求権と保険者の代位、『社会保障判例百選(第 5 版)』、査読無、2016 年、66 - 67 頁。

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

山本 哲生 (YAMAMOTO, Tetsuo)  
北海道大学・大学院法学研究科・教授  
研究者番号：80230572